

## 自治体等FM連絡会議運営要領

### 1 定義

自治体等FM連絡会議運営要領（以下「連絡会議運営要領」という。）は、自治体等FM連絡会議（以下「連絡会議」という。）の目的、構成、活動、運営等について定める。

### 2 目的

自治体等においてファシリティマネジメント（以下「FM」という。）を推進していくためには、先進自治体等の取り組み、庁内調整など自治体固有の課題の克服過程に関する情報交換が不可欠である。このため自治体等のFM関係者が一同に集い、顔の見える形での情報交換、交流の場を設け、相互の連絡機能の強化を図ることを目的とする。

### 3 構成

連絡会議は、公共建築のFMと保全ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の会員で参加を希望する者を会員とする。

### 4 活動

連絡会議は、会員間の情報交換、交流を目的とした会議を毎年2回程度開催する。

### 5 幹事および代表幹事

- 1) 連絡会議には連絡会議の会員から若干の幹事となる自治体等（以下幹事という。）を選任する。  
幹事は会員の互選により選任する。
- 2) 幹事は互選により幹事を代表して活動する代表幹事を選任する。
- 3) 幹事及び代表幹事は選任後、ネットワーク運営委員会に報告する。
- 4) 幹事は、連絡会議の運営に関する企画、調整、実施を行う。
- 5) 幹事は連絡担当者を選任する。
- 6) 幹事の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、平成22年2月9日からの幹事の任期は、平成24年3月31日までとする。

### 6 その他

- 1) 一般財団法人建築保全センターは連絡会議の庶務を担当するとともに、必要に応じて幹事の活動を補佐する。
- 2) 本運営要領の改正は、連絡会議会員の過半数の同意による発議と、ネットワーク運営委員会の承認により行うことができる。

### 附 則

本設置要領は平成22年2月9日から適用する。

平成24年3月16日改正